

「Sマーク認証制度及び 改正製品安全4法の解説」

2026年2月2日
～2月13日

電気製品認証協議会 (SCEA)

SCEAとは電気製品認証協議会の英文名称「Steering Council of Safety Certification for Electrical and Electronic Appliances and Parts of Japan」の略称

講師紹介

講師：

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)
安全電磁センター 認証部
新井 秀一



略歴:

1996年 一般財団法人日本品質保証機構に入構。ITAV機器及び家電機器の安全試験に係わる業務に従事。

2025年 認証部署に異動となり、Sマーク、電気用品安全法、CB制度等の認証に係る業務に従事。

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)のサービス:

公平・中立な第三者機関として、認証、試験、検査を実施し、お客さまや消費者の皆様に「安全・安心」と「信頼」を提供してまいります。

目次

1. Sマーク認証制度

- ①電気用品安全法とSマーク認証の発足経緯
- ②第三者認証制度とは
- ③電気用品安全法とSマークの対象範囲について
- ④Sマーク認証の製品表示
- ⑤電気用品安全法とSマーク認証の比較
- ⑥Sマーク認証の流れ

2. 改正製品安全4法

- ①製品安全4法の改正について
- ②海外事業者(特定輸入事業者)がSマーク認証を取得した際のメリット

電気用品安全法とSマーク認証の発足経緯

1961年(昭和36年) 電気用品取締法制定

製造事業者の登録、型式認可

1968年(昭和43年) 電気用品取締法改正

政府認可が必要な甲種と自己確認による乙種に分類

1983年(昭和58年) 電気用品取締法改正

外国製造事業者の登録、IEC規格の採用

1995年(平成7年) 電気用品取締法改正

甲種から乙種への品目見直し、乙種記号表示義務廃止

1999年(平成11年) 電気用品安全法制定 (施行:2001年(平成13年))

マークの変遷

昭和 10年～ : ▽

→ 昭和 43年～ : ▽ ㊦

→ 平成 7年～ : ▽ Ⓢ

→ 平成 13年～ : Ⓢ Ⓢ Ⓢ



電気用品安全法とSマーク認証の発足経緯

<発足経緯>

これまでの政府認証から自己確認への規制緩和が推進される環境下において、電気製品の安全規制のあり方について、**欧米の制度と同様に、民間が自主的に実施**する第三者認証制度の公正な運営と普及を図り、日本における電気製品の安全性向上に貢献することを目的に、電気製品認証協議会(SCEA)が発足される。
(1994年12月)

翌年Sマーク認証がスタートしました。

Sマーク認証は強制ではなく、任意の制度

SCEAとは電気製品認証協議会の英文名称「Steering Council of Safety Certification for Electrical and Electronic Appliances and Parts of Japan」の略称

第三者認証制度とは

＜電気製品の安全性Sマーク（第三者認証制度）の基本的な考え方＞

市場からの安全な電気製品の供給を要望する社会ニーズに応え、
製造・輸入事業者の安全確保方策を支援するために、
第三者認証機関が専門的立場から

① 製品試験(基準適合試験)

② 初回工場調査

③ 定期的なフォローアップ

※「ISO/IEC17067:

適合性評価-製品認証の基礎及び製品認証スキームのための指針」

を実施することによって、製品モデル毎の第三者認証を行う

電気製品の安全性Sマークは、

① 国際整合性(認証の仕組みと基準) 及び ② 事故防止 を基本に、
③ 日本の法律(電気用品安全法)の補完的役割 も担っている

電気用品安全法とSマークの対象範囲について

① 電気用品安全法(PSE)対象製品

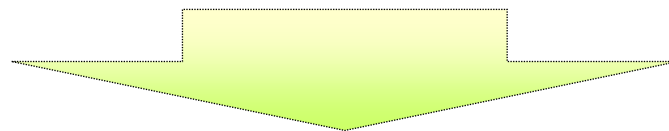
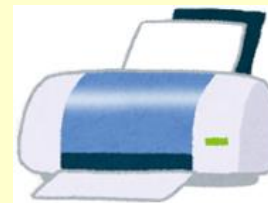
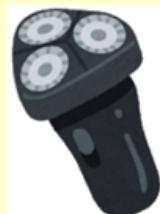
例、「電力会社が供給する低圧電源(AC100V/200V)のコンセントから電源を受けて使用する電気製品」

「携帯発電機」

「リチウムイオン蓄電池」

② 電気用品安全法(PSE)対象外製品

例、低電圧電源(100V未満)機器、電池を電源とする機器、
定格から電安法の対象とならない機器 等



Sマーク認証はPSE対象製品を中心に、**全ての電気製品**を対象とする

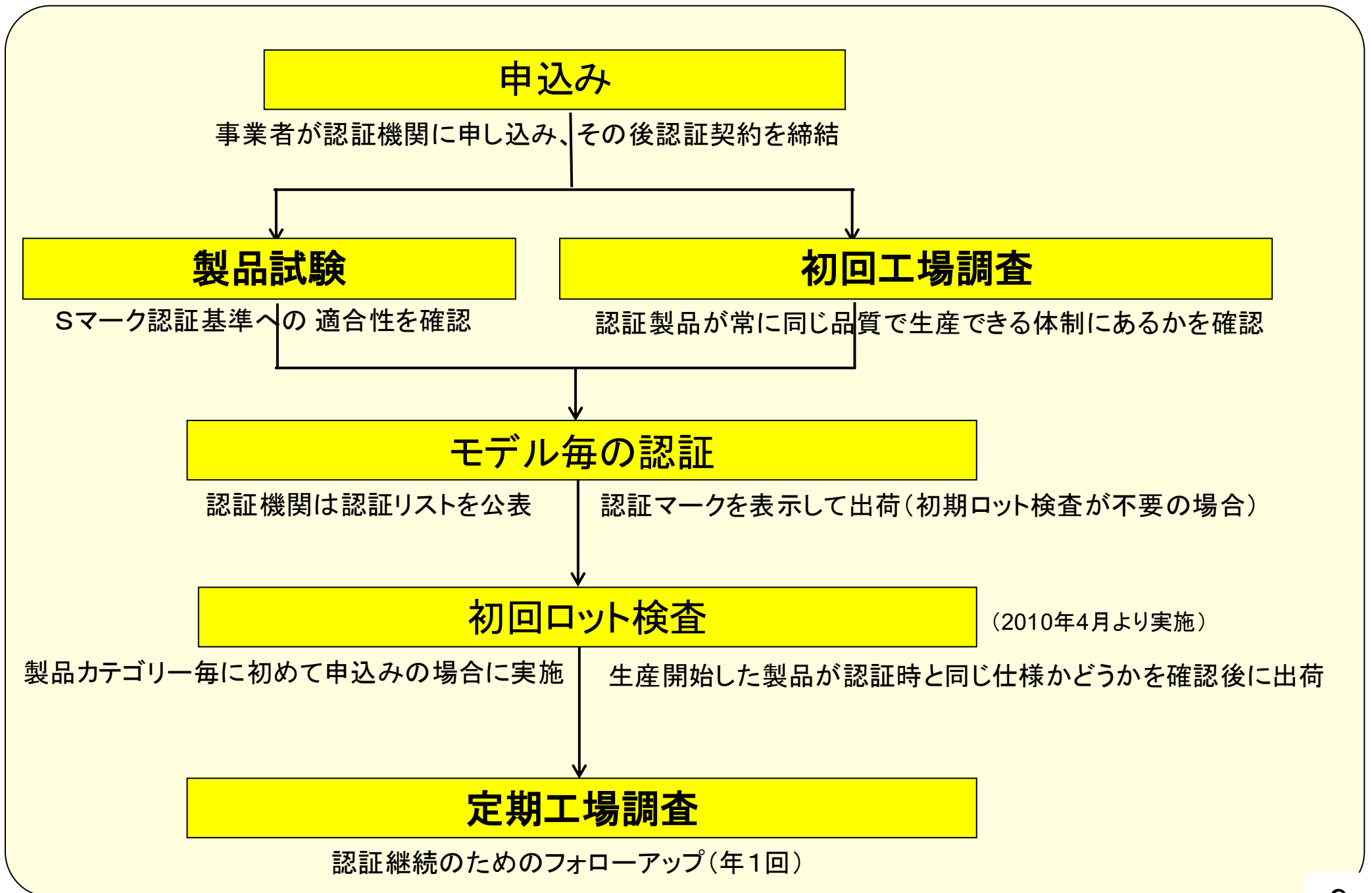
電気用品安全法とSマーク認証の比較

電安法対象製品とSマーク認証製品に関する制度・仕組みを比較

	電気用品安全法（電安法）		Sマーク認証
対象製品	特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品	すべての電気製品等 （電安法の対象製品・対象外製品、電気製品に使用する部品等）
適用規格（技術基準）	技術基準「別表第一～別表第十一」または「別表第十二（国際整合規格）」	技術基準「別表第一～別表第十一」または「別表第十二（国際整合規格）」	Sマーク認証基準（技術基準「別表第一～別表第十一」または「別表第十二（国際整合規格）」、IEC規格または安全JIS、SCEA追加基準、業界基準等）
技術基準適合確認	自己確認＋登録検査機関による適合性検査	自己確認	Sマーク認証機関による認証
第三者による確認	「型式の区分」毎に登録検査機関による適合性検査 ・代表サンプルの検査 ・工場検査設備の検査	任意（法的義務なし）	「モデル」毎にSマーク認証機関による認証 ・ モデル（出荷製品と同じ）毎の製品検査 ・ 初回工場調査 で管理体制（品質システム）を審査 ・ 定期工場調査（年1回フォローアップ） で検査記録を確認 ・必要に応じて 初回ロット検査 を実施
表示	菱形PSEマーク と検査機関名 	丸形PSEマーク 	Sマークと認証機関のロゴ 
設計変更（基準適合確認）	自己確認 ※ただし、「型式の区分」が異なる設計変更であった場合、新たに登録検査機関による適合性検査が必要	自己確認	既認証品を基本モデルとし、変更内容（同一シリーズ、複数モデル）により必要となる適合性確認をSマーク認証機関で行い、認証書を変更または追加

Sマーク認証は対象製品も認証基準も拡大、初回・定期工場調査を実施して**管理体制も審査しているモデル毎の製品**認証であり、**第三者認証機関によって基準適合性が確認されたSマーク認証製品**は、より信頼性のある製品と言える 8

Sマーク認証の流れ



令和7年12月25日施行

製品安全4法の改正について

製品安全4法の改正について

令和7年12月25日施行

製品安全4法の改正概要

- －消費生活用製品安全法(消安法)
- －電気用品安全法(電安法)
- －ガス事業法(ガス事法)
- －液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)

・海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)

海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を届出を行える対象とし、当該海外事業者に対し、国内における責任者(国内管理人)の選任を求めた。

・取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及び恐れがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

・届出事項の公表制度の創設

届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

・法令等違反行為者の公表制度の創設

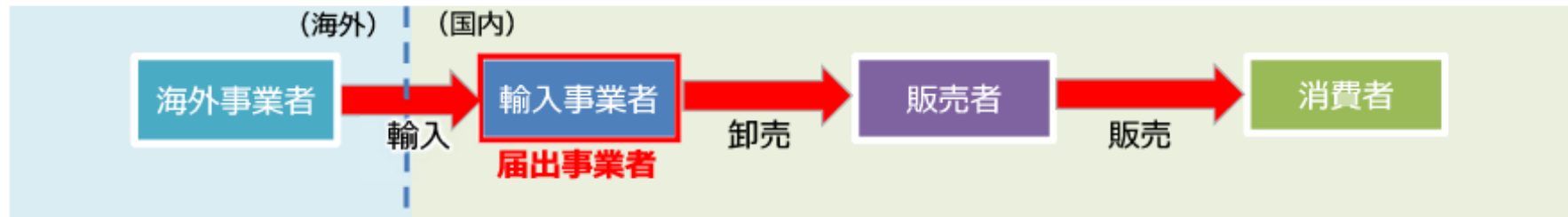
法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行ったものの者の氏名等について、公表することが出来る制度を創設する。

製品安全4法の改正について

新たな規制の対象者（特定輸入事業者）について

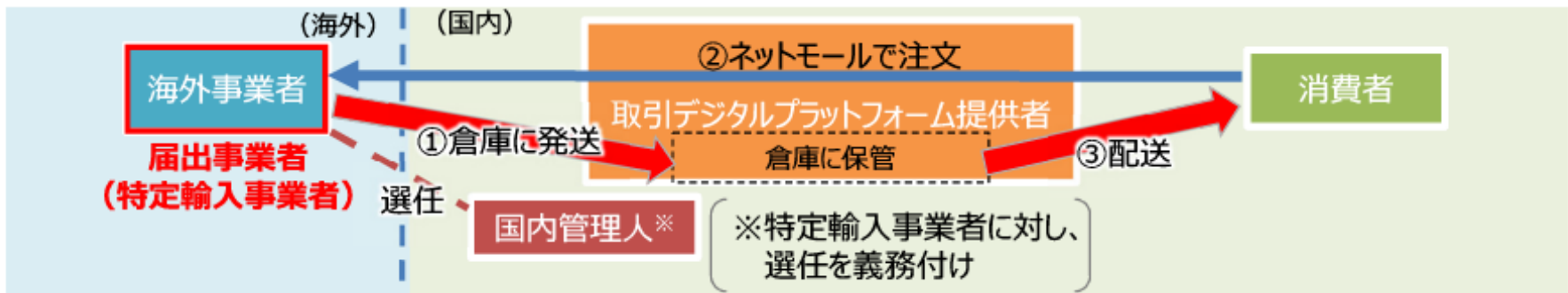
- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する**海外事業者**について、**特定輸入事業者**として、（現行の製造・輸入事業者と同様に）**届出を可能**とし、**技術基準への適合等を義務**付けた。

海外事業者が**輸入事業者**を介して消費者に製品を販売・配送

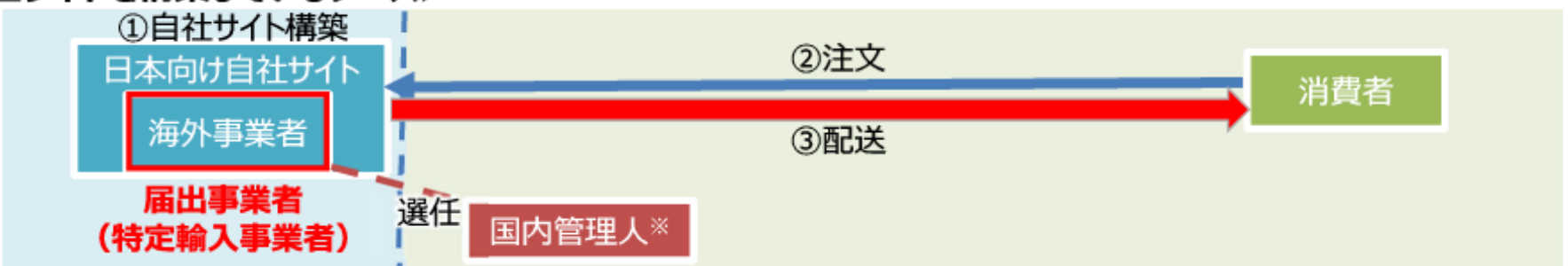


海外事業者が**直接**消費者に製品を販売・配送

<取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>



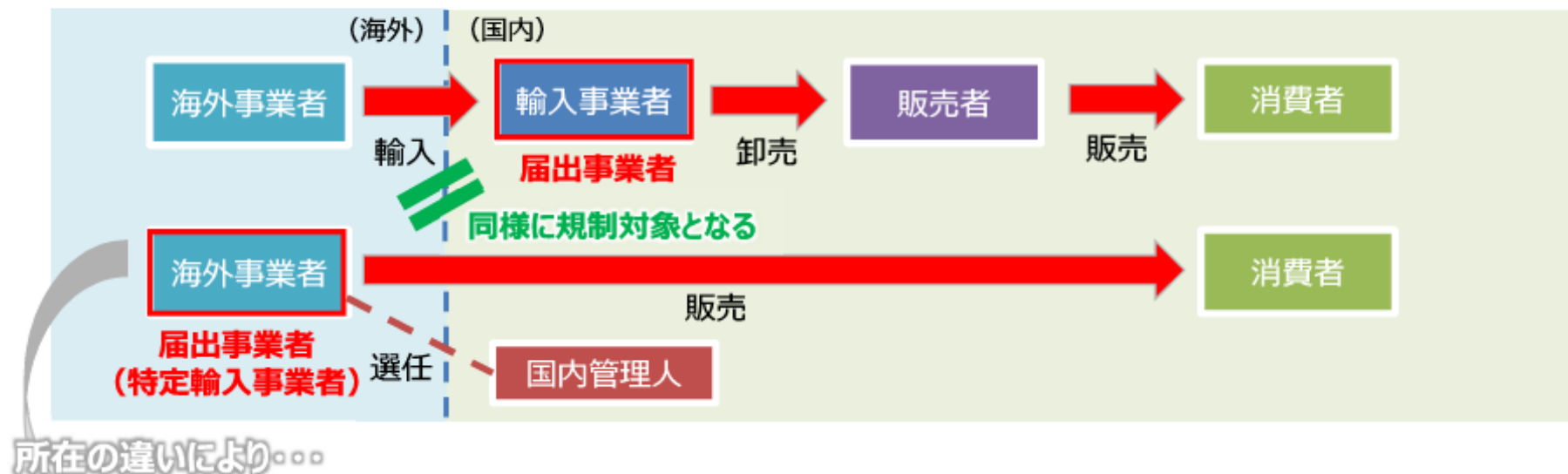
<自社サイトを構築しているケース>



製品安全4法の改正について

特定輸入事業者と輸入事業者の違い

- 「特定輸入事業者」は、「輸入事業者」と同様に製品安全4法の規制対象となる。
- 規制の実効性を確保する観点から、以下の措置を講じる。
 - ✓ 国内管理人の選任
 - ✓ 取引DPF提供者に対する出品削除要請等の創設
 - ✓ 届出事項の公表制度の創設
 - ✓ 法令等違反行為者の公表制度の創設

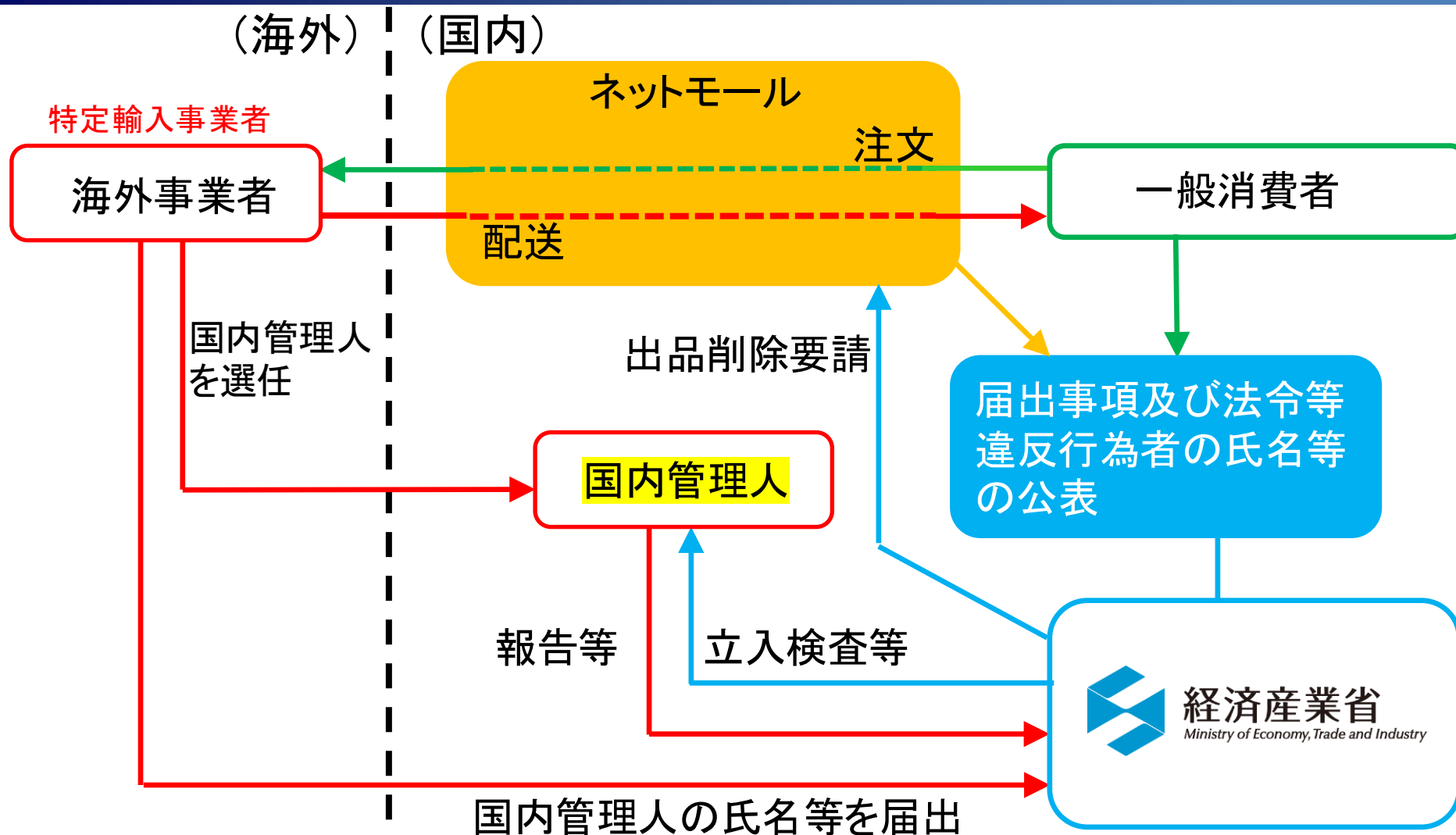


<特定輸入事業者と輸入事業者で異なる手続き>

- 国内管理人の選任（法第6条第2号）
 - ✓ 選任した国内管理人に対して
 - ✓ 自主検査記録の写しの提供（法第11条第3項）
 - ✓ （特別特定製品のみ）適合性証明書の写しの提供（法第12条第3項）

国内管理人への立入検査
等により国が迅速に確認し
危害の発生及び拡大を防止

製品安全4法の改正について



国内管理人の義務:

- ①検査記録の写しの保存義務
- ②報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務

国内管理人に求められる報告:

- ①特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
- ②国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに申し出る必要がある。

海外事業者(特定輸入事業者)がSマーク認証を取得した際のメリット

特定輸入事業者(特定輸入事業者)に課せられる電安法の義務

1) 電気用品名・型式の区分等の確認

国内管理人の基準適合義務 (法第8条第4項)

2) 事業の届出 (法第3条から第6条)

3) 技術基準適合義務 (法第8条第1項)

4) 自主検査 (法8条第2項)

5) 検査記録の写しの国内管理人への提供、国内管理人による写しの保存 (法第8条第3項)

6) 表示 (法第10条)

Sマーク認証を取得した際のメリット

Sマーク認証試験の際、電気用品名の確認と型式の区分表の作成

Sマーク認証試験は、電安法の技術基準で実施。技術基準に適合したエビデンスとして試験レポートを作成

毎年1回Sマーク定期工場調査を実施する際、工場での自主検査の実施状態と記録を確認

Sマーク認証試験の際、電気定格等の表示とともにPSEマークの表示も確認

その他、特定輸入事業者(特定輸入事業者)に課せられた義務は下記をご覧ください。

海外事業者が製品安全4法の規制対象となります (METI/経済産業省)

海外事業者(特定輸入事業者)がSマーク認証を取得した際のメリット

特定輸入事業者に課せられる電安法の義務

- 1) 電気用品名・型式の区分等の確認
- 2) 事業の届出(第3~6条)

Sマーク認証試験の際、電気用品名の確認と型式の区分表の作成

Sマーク認証を取得した際のメリット

輸入する製品の電気用品名が明らかで、かつその型式の区分表が作成されていることにより、特定輸入事業者が輸入事業の開始届けをスムーズに行える

- 3) 技術基準適合義務(第8条第1項)

Sマーク認証試験は、電安法の技術基準で実施。技術基準に適合したエビデンスとして試験レポートを作成

Sマーク認証を取得した際のメリット

輸入する製品が技術基準に適合していることが継続的に確認でき、技術基準適合のエビデンスとして試験レポートを入手できる

海外事業者(特定輸入事業者)がSマーク認証を取得した際のメリット

特定輸入事業者に課せられる電安法の義務

4) 自主検査 (第8条第2項)

Sマーク定期工場調査を実施する際、製造工場
で自主検査の実施状態と記録を確認

5) 検査記録の写しの国内管理人への提供、
国内管理人による写しの保存 (法第8条第3
項)

Sマーク認証を取得した際のメリット

Sマーク認証製品は定期的に製造工場
で自主検査の実施状態が確認され
ます。また、国内管理人への写しの
提供が必要となる検査記録が確認
されます。

さらに、生産開始した製品がS
マーク認証時と同じ仕様かを確認
されるため信頼性の高い製品が
出荷できる (初回ロット検査)

海外事業者(特定輸入事業者)がSマーク認証を取得した際のメリット

特定輸入事業者に課せられる電安法の義務

6) 表示 (第10条)

Sマーク認証試験の際、電気定格等の表示とともにPSEマークの表示等も確認

Sマーク認証を取得した際のメリット

Sマーク認証製品は、認証試験時に電安法の表示が適切かどうか確認されている

※適合性検査 (第9条)

全てのSマーク認証機関は登録検査機関であり、輸入する製品が特定電気用品の場合、適合性検査とSマーク認証試験をそれぞれ受けることができる

Sマーク認証を取得した際のメリット

輸入する製品が特定電気用品であっても技術基準に適合していることを継続的に確認できる